

大阪医科薬科大学 学部間協議会規程

(令和3年4月13日施行)

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学学長規則第12条第2項に基づき設置する学部間協議会（以下、「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織及び任期)

第2条 協議会は、次に掲げる協議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長・研究科長
- (3) 病院長
- (4) その他学長が必要と認める者

2 協議員の任期は、その役職の任期とし、前項第4号の協議員において、当該任期が付されていない場合は、学長が個別に決定する。

(議長及び招集)

第3条 協議会は、学長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ指名した協議員が、その職務を代行する。

3 協議会は、原則として毎月1回招集する。ただし、議長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

(協議員の出欠)

第4条 協議員が出席できないときは、協議会前日までにその事由を議長に届け出なければならない。

2 協議員の委任状出席は認めるが、代理出席は認めない。

(協議事項)

第5条 協議会は、各学部・研究科に共通する教育研究に関する次の事項について協議する。

- (1) 教育研究の基本方針等に関する事項
- (2) 大学の組織及び制度に関する事項
- (3) 教育研究の質の保証に関する事項
- (4) 各学部・研究科の諸事項・諸課題の連絡・調整に関する事項
- (5) その他、学長が教育研究上必要と認める事項

(協議事項の提出)

第6条 協議会の協議事項は、あらかじめ議長に提出するものとする。

(議 事)

第 7 条 協議会は、委任状を含めて協議員の3分の2以上の出席によって成立する。

2 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(協議員以外の者の出席等)

第 8 条 議長が必要と認めるときは、協議員ではない者を出席させ、意見を求めることができる。

(委員会等)

第 9 条 協議会は、特定の事項を調査又は検討するため、必要に応じて委員会等を置くことができる。

2 委員会等の構成員は、学長が委嘱する。

3 委員会等の運営に関し必要な事項は、協議会の議を経て別に定める。

(協議内容の報告)

第 1 0 条 協議会での協議事項は、関係部署に文書をもって報告する。

(所 管)

第 1 1 条 協議会の事務は、学務部学務課が行う。

(改 廃)

第 1 2 条 この規程の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

1 この規程は、令和3年4月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

2 この規程の施行に伴い、大阪医科大学大学協議会規則は廃止する。

附 則

この改正は、令和3年7月9日から施行する。